

農業用ため池の管理及び保全に関する法律の概要

平成30年7月豪雨など、近年、豪雨等により多くの農業用ため池が被災し甚大な被害が発生しています。このため、農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止することを目的に、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が制定されました。



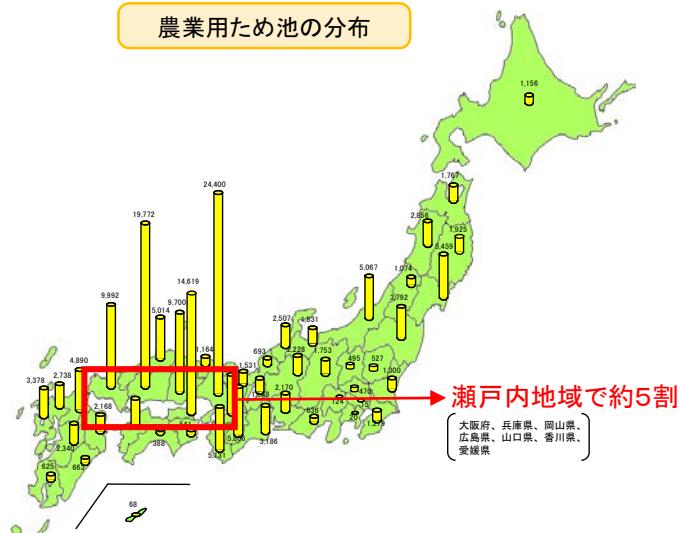
農林水産省農村振興局
令和元年6月

法律制定の背景

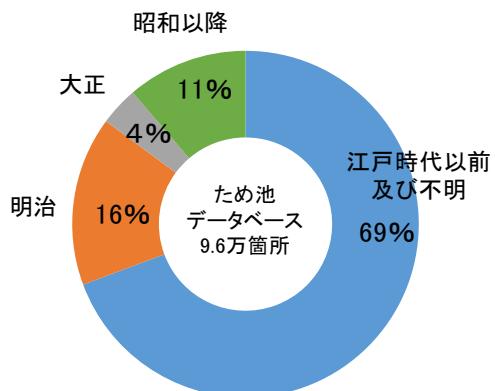
農業用ため池の現状

- ◆ 農業用ため池は、水田農業を主体とする我が国において、全国に約17万箇所あるといわれており、降水量が少なく、大きな河川に恵まれない西日本、特に瀬戸内地域で全国の約5割が分布。
- ◆ 江戸時代以前に築造された施設や築造時期が明らかでない古い施設が多いことから、施設の老朽化が進行し、権利関係も複雑化。

農業用ため池の分布



農業用ため池の築造年代

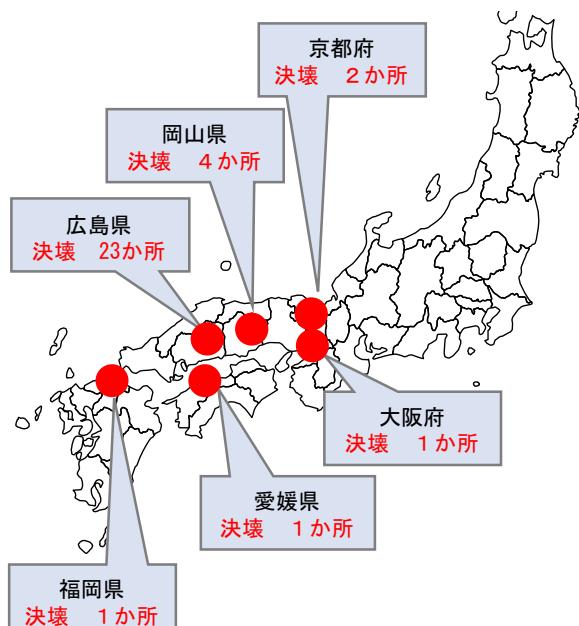


(農林水産省調べ（平成30年3月）)

平成30年7月豪雨と全国ため池緊急点検の実施

- ◆ 平成30年7月に全国各地を襲った豪雨災害では、西日本を中心に農地やため池等の農業水利施設に甚大な被害が発生。
- ◆ 決壊した場合に下流の家屋等に被害を与えるおそれのある88,133か所を対象に全国ため池緊急点検を実施し、応急措置が必要と判断された1,540か所について貯水位の低下等の措置を徹底。

平成30年7月豪雨の決壊数



応急措置の事例



ブルーシートによる被災箇所の保護



水位を低下させる措置



土砂や流木等の撤去



土のうによる崩落箇所の拡大防止

農業用ため池を巡る課題

(1) 農業用ため池の把握

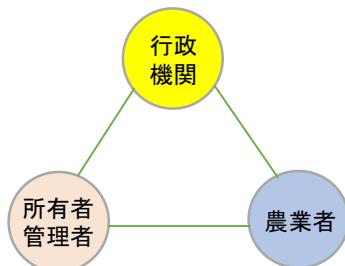
- ◆ 全国に約17万箇所あるといわれている農業用ため池のうち、「ため池データベース」に、所在地、所有者・管理者、諸元・構造等の情報が整備されているものは、受益面積0.5ha以上のため池9.6万箇所。
- ◆ 全国ため池緊急点検では、現地に迅速に到達できない事例や、データベースに記載されていても既に廃止や荒廃している事例が存在。

荒廃した農業用ため池



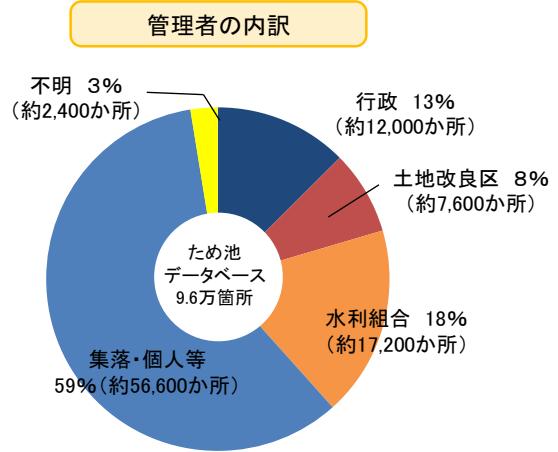
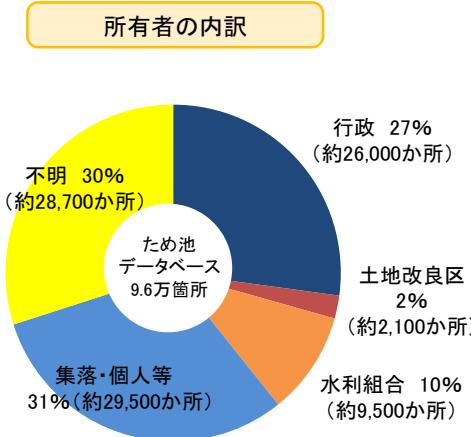
(2) 防災重点ため池についての関係者の役割の明確化

- ◆ 防災重点ため池について、行政機関(国、都道府県及び市町村)の役割分担が不明確。
- ◆ 所有者、管理者、農業用水を利用する農業者それぞれの責務が曖昧。



(3) 権利関係が不明確なため池の保全管理体制の強化

- ◆ 所有者や利用者の世代交代が進み、施設の権利関係が不明確かつ複雑化。
- ◆ 離農や高齢化によって、利用者を主体とする管理組織が弱体化し、日常の維持管理が適切に行われなくなることが懸念。



(農林水産省調べ（平成30年3月）)

※ため池データベースの所有者・管理者は、任意の聞き取りによるものであり、データベース未記入のものも含め「不明」として計上している。

(4) 補強対策(統廃合含む)の着実な実施

- ◆ 都市化や作物転換が進む中で、利用されなくなったにもかかわらず、放置されている施設が存在。
- ◆ 権利関係が複雑化して所有者を特定できない場合や、工事内容について地元の合意形成が困難な場合は、防災上必要な補強対策や統廃合を行うことができない状況。

法律の概要

総則 (第1条～第3条)

(1) 目的

- ◆ 本法律は、農業用ため池を適正に管理及び保全することにより、農業用水の供給機能を確保しつつ、決壊による被害を防止することを目的とする。

(2) 定義

農業用ため池

- ◆ 農業用水の供給の用に供される貯水施設であって、堤体及び取水設備により構成される施設であること。
ただし、堤高15m以上のダム(河川法第44条第1項に規定するダム及び貯水施設の構造に関する近代的な技術基準に基づいて設置され、かつ、土地改良法等に基づく施設管理規程が整備されているもの)は本法律の対象に含めない。

☞ チェック 農業用ため池の定義

専ら治水や他用途に利用されているため池は、農業用ため池に該当しません。

管 理 者

- ◆ 農業用ため池について所有権以外の権原に基づき操作、維持、修繕その他の管理を行う者。

(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)

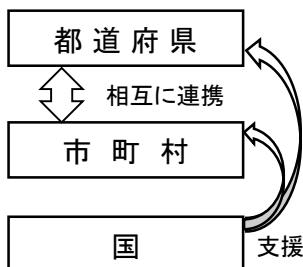
防 災 工 事

- ◆ 農業用ため池の決壊を防止するために施行する工事で、農業用ため池を廃止するために施行する工事を含む。

☞ チェック 防災工事の内容

- ①耐震対策: 地震時における堤体の崩壊等に対応するための堤体の拡幅等の補強工事
- ②豪雨対策: 豪雨時における堤体の越流や浸透による破壊に対応するための洪水吐容量の拡大等の工事
- ③老朽化対策: 施設老朽化による堤体の破壊等に対応するための浸食された堤体の改修や護岸の整備の工事
- ④廃止: 農業用ため池を廃止するための堤体の除去や開削、貯水池の埋立て等の工事
※堤体、取水設備、洪水吐などの修繕、堆積物のしゅんせつなどの管理行為は防災工事に含まれません。

(3) 責務



- ◆ 特定農業用ため池の指定(防災重点ため池の選定)、データベースの整備・管理、農業用ため池の整備等の技術支援
- ◆ 農業用ため池の管理状況の把握、周辺住民の避難対策等
- ◆ ため池防災支援システム等の開発や各種マニュアルの作成、情報提供等の広域的な見地からの調整

☞ チェック 相互の連携

区域内の農業用ため池全体を所掌する都道府県と、地域防災に責任を有する市町村が農業用ため池に関する情報収集や実態調査等について、連携して取り組むことが重要です。

(1) 農業用ため池の届出

- ◆ 農業用ため池の所有者は、農業用ため池を設置又は廃止したときは、遅滞なく都道府県に届出を行いうことが必要(届出情報に変更があった場合も同様)。
- ◆ 施行日前に設置された農業用ため池(以下「既存農業用ため池」という。)については、施行日から6か月以内に所有者又は管理者が届出を行うことが必要。

届出の対象となる農業用ため池

- ◆ 本法律により定義される農業用ため池のうち、国や地方公共団体が所有するものを除く農業用ため池が対象。

↳ チェック 利用されていないため池

現在農業用に利用されていない施設でも、過去に農業用に利用され、今でも利用可能な状態にある場合には、届出を行うことが必要です。

届出すべき者

- ◆ 農業用ため池の所有者。
- ◆ ただし、既存農業用ため池については所有者又は管理者。

↳ チェック 未届けの農業用ため池について

既存農業用ため池について届出が行われていないときは、都道府県は届出すべき者を特定して催告を行います。また、市町村は未届けの農業用ため池があることを知ったときは、その旨を都道府県に通知する必要があります。

届出事項

- ◆ 届出は様式に従い、次の事項について記載。

① 農業用ため池の名称、所在地

② 農業用ため池の所有者の氏名又は名称、住所、法人の場合はその代表者の氏名

③ 農業用ため池の管理者の氏名又は名称、住所、法人の場合はその代表者の氏名

→ 法人でない団体の場合はその代表者又は管理人

④ 管理の権原の種類、内容

→ 権原の種類…委任、賃借、共同(入会)、その他(事務管理など)

管理の内容…利水管理、草刈、軽微な修繕など

⑤ 堤高、堤頂長、総貯水量

[添付資料]

届出書には、次の資料を添付。

- ① 法人の定款又は寄附行為の写し(所有者又は管理者が法人である場合)
- ② 団体の規約等(管理者が法人でない団体である場合)
- ③ その他参考となるべき書類(土地の登記事項証明書、位置図など)

↳ チェック その他参考となるべき書類

農業用ため池の把握に当たっては、最低限登記簿上の名義人までを確認することが望ましいため、届出者から土地の登記事項証明書の提出を受けるか、行政機関により登記名義人の確認を行うことが必要です。

法律の概要

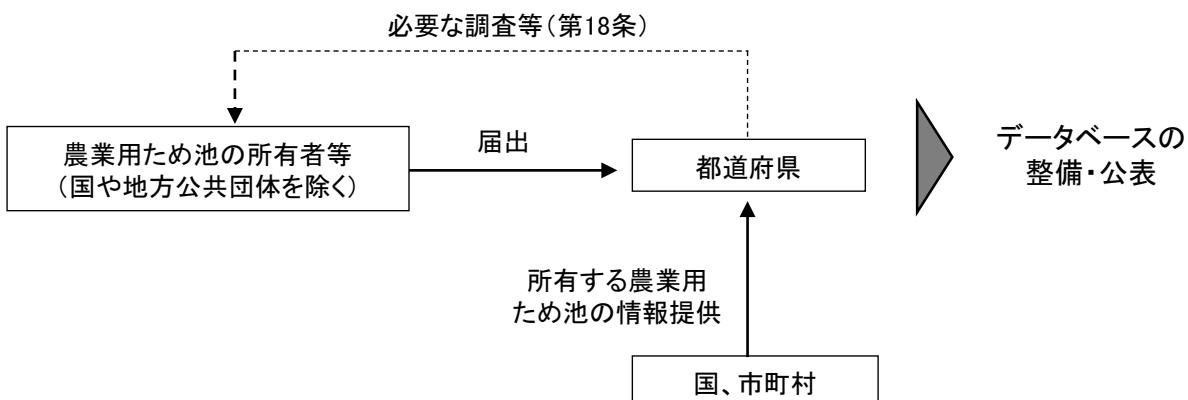
(2) データベースの整備・公表

- ◆ 都道府県は、農業用ため池に関する情報をデータベースとして整備するとともに、名称や所在地等の情報をインターネット等で公表。
- ◆ 都道府県は、国や市町村に対して、農業用ため池に関する必要な情報の提供を求めることができる。

☞ チェック データベースに整備する農業用ため池の範囲

都道府県は、届出のあった農業用ため池に限らず、国や市町村が所有する農業用ため池も含めて、データベースの整備を行います。

データベースの整備・公表の流れ



☞ チェック 公表事項

公表事項は、次のとおりです。

- ・農業用ため池の名称及び所在地
- ・農業用ため池の所有者等の名称(所有者等が自然人であるときはその旨を記載する)
- ・農業用ため池の堤高、堤頂長、総貯水量
- ・届出の年月日(届出が行われていない場合はその旨を記載する)
- ・特定農業用ため池の指定の有無と指定された年月日
- ・防災重点ため池の選定の有無

(3) 農業用ため池の管理と勧告

- ◆ 農業用ため池の所有者及び管理者(以下「所有者等」という。)は、農業用ため池の機能が十分に発揮されるよう、農業用ため池の適正な管理に努める。
- ◆ 都道府県は、農業用ため池の所有者等が農業用ため池の管理上必要な措置を講じていないと認めるときは、所有者等に対し、防災工事の実施、管理者の選任その他の必要な措置を講ずる旨の勧告を行うことができる。

☞ チェック 管理上必要な措置を講じていない場合の考え方

農業用ため池の利用形態は様々であることから一概に定めることは難しいが、堤体の変形や漏水、堆積土砂による洪水吐きの通水断面の阻害などにより、農業用水の貯留機能が損なわれ、決壊等による水害のおそれがある状態の場合、管理上必要な措置が講じられていないと判断することが適当と考えられます。

特定農業用ため池の指定等

(第7条、第8条及び第12条関係)

(1) 特定農業用ため池の指定

- ◆ 都道府県は、決壊による水害その他の災害により周辺の区域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池を、市町村の意見を聴いた上で、「特定農業用ため池」に指定することができる。

▶ チェック 防災重点ため池との関係

防災重点ため池の基準と同一ですが、国又は地方公共団体が所有する農業用ため池は、特定農業用ため池の指定が必要な施設に該当しません。

<指定基準> ※防災重点ため池の基準

- ① ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等がある。
- ② ため池から100～500mの浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が1,000m³以上である。
- ③ ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が5,000m³以上である。
- ④ 地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの。



- ◆ 市町村、農業用ため池の所有者、管理者、利水者又はその他の利害関係人は、特定農業用ため池に指定する必要があると思料する場合は、都道府県に申し出ることができる。
- ◆ 都道府県は、特定農業用ため池に指定した旨を公示。

(2) 行為制限

- ◆ 特定農業用ため池において、堤体の掘削、竹木の植栽、その他当該特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為を行うときは、都道府県知事の許可等が必要。

→ 国や地方公共団体が行う場合は協議

▶ チェック 許可が必要な行為

農業用ため池の堤体に直接行う行為や、堤体の構造と密接に関わっている部分に行う行為で堤体の安全性を確認する必要があるものは、許可の対象となります。

- 1) 堤体の掘削、切土、盛土、竹木の植栽
- 2) 水底の掘削
- 3) 岸の形状の変更
- 4) 取水設備又は洪水吐きの変更又は廃止



▶ チェック 許可が必要な行為に該当しないもの

次の場合には許可が必要な行為に該当しません。

- 1) 土地改良法に基づく土地改良事業
- 2) 防災工事として行う場合
- 3) 非常災害のため必要な応急措置
- 4) 修繕や堆積土砂のしゅんせつ等の管理に係る行為
- 5) 安全性の調査に係る行為(ボーリング等)
- 6) 河川法に基づく河川工事等(施行規則に定めのあるもの)

法律の概要

(3)住民への周知

- ◆ 市町村は、特定農業用ため池の決壊に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路等に関する事項について、印刷物その他の必要な措置を講ずることにより、住民に周知するよう努める。

☞ チェック ハザードマップの作成と周知

- ・ハザードマップを作成する場合は、地域住民を含めたワークショップを開催して、地域の意見を反映させるなど、防災意識の向上を図ることが大切です。
- ・印刷物の直接配布のほか、防災掲示板、広報誌やインターネットを利用して周知することが必要です。

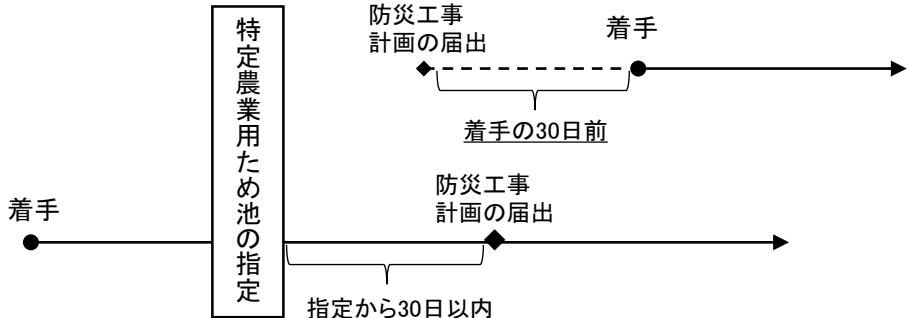
特定農業用ため池の防災工事の施行 (第9条～第11条関係)

(1)防災工事計画の届出

- ◆ 特定農業用ため池の所有者等は、防災工事を施行しようとするときは、工事に着手する30日前までに都道府県への防災工事計画の届出が必要。
- ◆ 特定農業用ため池に指定された際に現に施行している場合は、指定日から30日以内に防災工事計画の届出が必要。

防災工事計画の届出の期限

<指定日以後に施行する場合>



<指定日以前に施行している場合>

- ◆ 都道府県は、防災工事計画の内容が特定農業用ため池の決壊による水害その他の災害を防止する上で十分でないと認めるときは、届出を受理した日から30日以内に計画の変更を命ずることができる。

☞ チェック 防災工事計画の内容

- ・防災工事の種類（耐震対策、豪雨対策、老朽化対策、廃止）
- ・防災工事の内容、施行方法(図面など必要な資料を添付)
- ・着手予定年月日、完了予定年月日

(2) 防災工事の命令・代執行

- ◆ 都道府県は、第6条の勧告を受けたにもかかわらず正当な理由なく防災工事を施行しない特定農業用ため池の所有者等に対し、相当の期限を定めて、防災工事の施行を命ずることができる。
- ◆ 都道府県は、上記の命令を受けた者が防災工事を施行しないとき、施行しても十分でないとき、施行する見込みがないとき、防災工事の勧告をすべき者を確知することができないとき又は緊急の場合で防災工事の勧告若しくは命令をするいとまがないときは、所有者等に代わって防災工事を施行することができる。
- ◆ 防災工事の代執行に要した費用は、所有者等から徴収することができる。

👉 チェック 利水者等からの費用の徴収

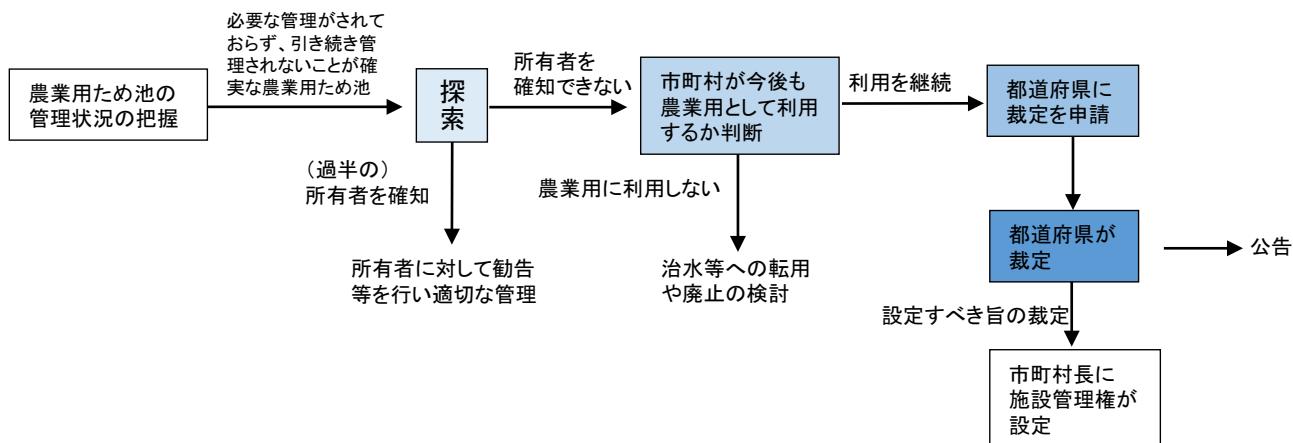
本法律では、第11条第2項において防災工事の施行義務を負う所有者等から代執行に要した費用を徴収することができる旨の規定を設けています。

また、地方自治法第224条の分担金として、利水者等の事業の受益者から費用を徴収することも可能です。

裁判による特定農業用ため池の管理 (第13条～第17条関係)

- ◆ 市町村は、特定農業用ため池について、管理上必要な措置が講じられておらず、かつ、引き続き管理上必要な措置が講じられないことが確実であると見込まれる場合であって、探索を行っても所有者を確知することができないときは、都道府県に対し、当該特定農業用ため池を管理する権利(施設管理権)を市町村に設定することについて、裁定を申請できる。
- ◆ 特定農業用ため池の所有者(共有持分が過半に満たない場合)又は農業用水の利水者等の利害関係人は、上記の申請をすべき旨を市町村に申し出ることができる。

施設管理権設定の流れ



- ◆ 市町村は、施設管理権を取得した特定農業用ため池の管理に要する費用を、所有者から徴収することができる。
- ◆ 市町村は、特に必要があると認めるときは、施設管理権に基づく措置の一部を土地改良区等に行わせることができる。
- ◆ 施設管理権の設定は20年を上限とするが、市町村は、その存続期間の延長の裁定を都道府県に申請することができる。

法律の概要

報告徴収・立入調査

(第18条関係)

- ◆ 都道府県は、本法律の施行のために必要があるときは、農業用ため池の所有者等に対して管理の状況に関する報告を求めることができる。
- ◆ 都道府県は、必要があるときは、農業用ため池又は他人の土地に職員又は委任した者に立ち入らせ、現地調査(測量等)を行うことができる。
- ◆ 上記立入りについて、必要があるときは、市町村に必要な協力を求めることができる。

その他

(1) 補助及び援助(第20条～第21条)

<ハード対策>

- ◆ 都道府県は、市町村又は農業用ため池の所有者等に対し、防災工事に要する費用の一部を補助することができる。
- ◆ 国は、都道府県に対し、都道府県が上記により補助する費用の一部又は都道府県が自ら施行する防災工事に要する費用の一部を補助することができる。

<ソフト対策>

- ◆ 国及び地方公共団体は、農業用ため池の所有者等が行う農業用ため池の適正な管理に必要な資金の確保、技術的な指導その他の援助に努める。
- ◆ 国及び地方公共団体は、必要があるときは、土地改良区、土地改良区連合又は土地改良事業団体連合会に対し、必要な協力を求めることができる。

👉 チェック 農業用ため池に係る国庫補助事業について

(平成31年4月時点)

実施項目	国庫補助事業	要件等
①ため池の諸元の調査		
②都道府県によるデータベースの整備	農村地域防災減災事業 (ため池防災対策情報整備)	面積要件の設定なし 定率(H32迄定額)
③市町村によるハザードマップの作成	農業水路等長寿命化・防災減災事業 (ハザードマップの作成)	面積要件の設定なし 定率(H32迄定額)
④ため池の管理 (市町村による管理等)	農業水路等長寿命化・防災減災事業 (監視・保全管理の強化)	面積要件の設定なし 定率(H32迄定額)
⑤防災工事 (耐震・豪雨・老朽化対策、廃止) 都道府県による代執行	農村地域防災減災事業 (ため池整備) 農業水路等長寿命化・防災減災事業 (ため池整備)	・補強対策の場合 受益面積2ha以上、定率(50%等) ・統廃合(代替水源の整備とため池の廃止)の場合 定額 ・補強対策の場合 受益面積2ha未満、定率(50%等) ・統廃合(ため池の廃止)の場合 定額(堤高に応じ最大3千万円／箇所)

※事業実施主体は、都道府県、市町村等。記載している要件・補助率は主なものと示す。

詳しくは、事業担当者にお問い合わせ下さい。

(2) 罰則(第23条～第25条及び附則第3条)

- ◆ 農業用ため池の届出、行為制限、防災工事の施行、報告徴収及び立入調査等の事項に関し、罰則を規定。

問合せ先

本資料や法律に関して御不明な点は、以下の農林水産省又は各地方農政局等にお問い合わせ下さい。

局	担当部署	TEL
農林水産省(本省)	農村振興局防災課	03-6744-2210(防災班直通)
東北農政局	農村振興部防災課	022-263-1111(内線4555)
関東農政局	農村振興部防災課	048-600-0600(内線3552)
北陸農政局	農村振興部防災課	076-263-2161(内線3581)
東海農政局	農村振興部防災課	052-201-7271(内線2672)
近畿農政局	農村振興部防災課	075-451-9161(内線2571)
中国・四国農政局	農村振興部防災課	086-224-4511(内線2681)
九州農政局	農村振興部防災課	096-211-9111(内線4788)
沖縄総合事務局	農林水産部農村振興課	098-866-0031(内線83340)